

鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱等の一部を改正する要綱

(鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「農林水産課」を「農政課」に改める。

(鹿屋市家畜排せつ物の有効利用及び住民生活等への被害防止に関する要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市家畜排せつ物の有効利用及び住民生活等への被害防止に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「農林水産課長」を「農政課長」に改める。

(かのや食と農交流推進協議会開催要綱の一部改正)

第3条 かのや食と農交流推進協議会開催要綱（平成23年鹿屋市告示第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「農林水産課」を「林務水産課」に改める。

(鹿屋市人・農地プラン検討委員会開催要綱の一部改正)

第4条 鹿屋市人・農地プラン検討委員会開催要綱（平成24年鹿屋市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第5号中「農林水産課長」を「農政課長」に改める。

第6条中「農林水産課」を「農政課」に改める。

(鹿屋市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部改正)

第5条 鹿屋市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成24年鹿屋市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第12条中「農林水産課」を「林務水産課」に改める。

(鹿屋市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱の一部改正)

第6条 鹿屋市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱（平成24年鹿屋市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号を次のように改める。

(3) 農政課長

第5条第5項中「農林水産課」を「農政課」に改める。

(鹿屋市公共施設等利活用検討委員会設置要綱の一部改正)

第7条 鹿屋市公共施設等利活用検討委員会設置要綱（平成25年鹿屋市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第5条中「財産活用推進室」を削る。

（鹿屋市伐採届旗設置取扱要綱の一部改正）

第8条 鹿屋市伐採届旗設置取扱要綱（平成28年鹿屋市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「農林水産課」を「林務水産課」に改める。

（かのやアグリ起業ファーム推進協議会開催要綱の一部改正）

第9条 かのやアグリ起業ファーム推進協議会開催要綱（平成29年鹿屋市告示第159号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「農林水産課長」を「農政課長」に改める。

第5条第3項第4号中「農林水産課」を「農政課」に改め、同項第11号中「農林水産課かのやアグリ起業ファーム推進室長」を「農政課担い手育成係長」に改め、同項中第12号を削り、第13号を第12号とする。

第7条中「農林水産課かのやアグリ起業ファーム推進室」を「農政課担い手育成係」に改める。

（鹿屋市農業委員候補者選考委員会設置要綱の一部改正）

第10条 鹿屋市農業委員候補者選考委員会設置要綱（平成29年鹿屋市告示第255号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号を次のように改める。

(5) 農政課長

第3条第2項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 林務水産課

第5条中「農林水産課」を「農政課」に改める。

（かのや型スマート農業研究会設置要綱の一部改正）

第11条 かのや型スマート農業研究会設置要綱（平成31年鹿屋市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第9号を次のように改める。

(9) 農政課長

第5条第3項中「農林水産課長」を「農政課長」に改める。

第8条中「農林水産課」を「農政課」に改める。

(かのや農援隊無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱の一部改正)

第12条 かのや農援隊無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱（令和2年鹿屋市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条及び別記第5号様式中「農林水産課」を「農政課」に改める。

(鹿屋市農福連携ネットワーク会議開催要綱の一部改正)

第13条 鹿屋市農福連携ネットワーク会議開催要綱（令和3年鹿屋市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「農林水産課長」を「農政課長」に改める。

第5条中「農林水産課」を「農政課」に改める。

(鹿屋市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会開催要綱の一部改正)

第14条 鹿屋市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会開催要綱（令和3年鹿屋市告示第332号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「農林水産課長」を「林務水産課長」に改め、同条第4号中「農林水産課林務水産係長」を「林務水産課林務係長」に改める。

第6条中「農林水産課」を「林務水産課」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。